

## 川口市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付要領

### 1 趣旨

この要領は、川口市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第19条の規定に基づき、交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 必要な書類等

(1) 要綱第5条第1項に規定する市長が定める書類は、次に掲げる図書又は書類とする。

ア 案内図

イ 建築物の配置図

ウ 平面図（吹付けアスベスト等の施工場所を表示したもの）

エ 現況写真（建物外観及び吹付けアスベスト等の施工場所が判断できるもの）

オ 登記事項証明書(建物)又は建物の所有者であることが確認できる書面（申請者が要綱第3条第1項第1号アに規定する区分所有者の団体である場合を除く）

カ 登記事項証明書(法人)（補助金の交付を受けようとする者が法人の場合に限る。）

キ 団体の代表者であることを証する書類（申請者が要綱第3条第1項第1号アに規定する区分所有者の団体である場合に限る。）

ク 区分所有者の集会において、当該事業を実施する決議がなされたことを証する書類（申請者が要綱第3条第1項第1号アに規定する区分所有者の団体である場合に限る。）

ケ 所有者全員の合意があることを証する書類（申請者が要綱第3条第1項第1号アに規定する区分所有者の団体である場合を除き、補助対象建築物が共有物である場合に限る。）

コ 納税状況の確認に関する同意書又は納税証明書（申請者が区分所有者の団体である場合を除く。）

サ 委任状（代理人が申請する場合に限る。）

シ 分析調査結果報告書（要綱別表第1第1項第1号に定める分析機関が発行した、厚生労働省通知による「石綿分析結果報告書」又はこれと同等の情報が記載された資料。第4号アにおいて同じ。）の写し

ス 見積書（2以上の者から徴収したもので、積算内訳書を含む。）

セ 見積書を徴収した施工者が要綱別表第1第2項第1号ア又はイに定める者であることを証する書類

ソ 石綿含有建材調査者証の写し

タ その他市長が必要と認める書類

(2) 要綱第8条に規定する市長が定める書類は、次に掲げるものとする。

ア 施工計画書（一般財団法人日本建築センター編集・発行の「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説2018」に掲げる「施工計画書の作成」に基づき作成されたもの）

イ その他市長が必要と認める書類

(3) 要綱第9条第1項に規定する市長が定める書類は、次に掲げるものとする。

変更の承認申請である場合、変更の内容のわかる図書又は書類及び、既に提出済みの図書又は書類のうち、記載内容に変更の生じた図書又は書類

(4) 要綱第11条第1項に規定する市長が定める書類は、次に掲げるものとする。

ア 請負人が作成した除去等工事の結果報告書の写し

イ 請負人と締結した契約書の写し

ウ 請負人からの請求書（清算内訳書を含む）及び領収書の写し

エ 工事記録（施工前、施工中及び施工後の写真を含む）

オ 次に掲げる法令等に基づき、必要に応じて提出した書類等の写し

（ア）大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15の規定による届出書

（イ）労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第88条第4項の規定による届出書

（ウ）石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第5条の規定による届出書

（エ）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3の規定による産業廃棄物管理票（E票）

カ その他市長が必要と認める書類

(5) 要綱第14条第1項に規定する市長が定める書類は、次に掲げるものとする。

ア 振込依頼書

イ 川口市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付額確定通知書の写し

附 則 1

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 2

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 3

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 4

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 5

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 6

この要領は、令和4年4月1日から施行する。